

タイ向け情報発信強化事業 業務委託仕様書

1 業務の趣旨

インバウンド客の来訪が回復する中、2025 年関西万博、2026 年アジア・アジアパラ競技大会等の観光需要の高まる機会を捉えて、安定した航空路線があり、名古屋にとって重点市場であるタイに向けて、名古屋への誘客につながる情報発信を強化し、観光地としての名古屋の認知度をより一層高め、訪日旅行の訪問先として名古屋への来訪を促進することを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
＜スケジュール(予定)＞

年月	項目
令和 7 年 6 月下旬	契約締結
10 月中	第 1 回出稿及び広告配信等(※)
令和 8 年 1 月下旬までに	第 2 回出稿及び広告配信等(※)
3 月下旬	実績報告

※第 1 回の出稿は 10 月中に行うものとする。その他の出稿時期及び回数は提案によるものとする。

3 委託業務の内容

(1) 基本方針

情報発信のターゲットとする国は、タイとする。市場特性を分析の上、それらを考慮した動画または PR 記事等の作成、さらに必要に応じて動画、記事等に関する広告配信を実施することにより、観光地及び周遊拠点としての名古屋の認知度向上を図り、名古屋への誘客を促進する。

※情報発信のターゲットは、現在訪日に関心がある、もしくは訪日を検討している層とする。

(2) 実施内容

ア ウェブサイト等による情報発信

- ・訪日客の利用頻度の高い、または影響力のあるウェブサイト等を活用し、タイ市場の特性を考慮した動画または PR 記事等を作成し、発信する。加えて必要に応じ WEB、SNS 等による広告配信を実施すること。
- ・動画または PR 記事等のコンテンツについては、基本方針を踏まえた内容とし、掲載するサイト等の提案にあたっては、当該サイトの基本的な情報や市場ごとのターゲットの考え方、効果を具体的に示すなど、選定根拠を明確にすること。
- ・なお、コンテンツのテーマ、内容については提案によるところとするが、市場のニーズを分析の上、提案すること。
- ・動画等を作成する場合、作成本数や動画の長さは掲載するサイト等にふさわしい形の動画を作成すること。短尺の動画を複数作成、または、長尺の動画を 1 本など、出稿

するサイトに最も効果的と思われる仕様で作成し出稿すること。

※動画またはPR 記事等の内容及び仕様については、提案によるものとし、両方の作成も可とする。

※コンテンツのテーマ、内容については、事業者決定後、ビューローとの協議を経て最終決定する。

イ 周遊観光コンテンツの発信

アのコンテンツの一つとして、セントレアから入った旅客に対し、ゴールデンルート上にある名古屋のアクセスの良さを活かし、新幹線や高速道路を利用して名古屋を起点とした東海・北陸エリア等への周遊観光を促進する内容も含めること。

ウ ビューロー公式サイト/SNSへの効果的な誘導

外部サイト等での情報発信を通じ、名古屋への訪問に関心を持った層がより詳細な情報を名古屋市公式観光情報サイト「VISIT NAGOYA」（タイ語）、名古屋市公式観光Facebook（英語）、Instagram（英語）を通じて取得できるよう効果的な誘導施策を実施する。

エ 定例ミーティング等

- ・委託業務の実施にあたり、ビューローと毎月1回以上のミーティングを行うこと。
（※オンラインでのミーティングも可とするが、対面でのミーティングも必要に応じて設けることとする。）

※提案に際しては、以下のコンテンツの使用も可能とする。

（名古屋市公式観光情報サイト多言語ページ「VISIT NAGOYA」）

英 <https://www.nagoya-info.jp/en/>

繁 <https://www.nagoya-info.jp/zhtw/>

簡 <https://www.nagoya-info.jp/zhcn/>

韓 <https://www.nagoya-info.jp/ko/>

タイ <https://www.nagoya-info.jp/th/>

ベトナム <https://www.nagoya-info.jp/vn/>

（動画）

名古屋市公式観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」 動画ライブラリー（※編集可）

https://www.nagoya-info.jp/useful/movie_lib/

名古屋市公式観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」 動画ギャラリー

<https://www.nagoya-info.jp/area/movie/>

- a なごや観光ダイジェスト動画（※編集可）
- b COOL! NAGOYA（※編集不可）
- c トピックス・その他（※使用の際は制作元へ確認の必要あり。事前にビューローと協議すること。）

（画像）

名古屋市公式観光公式サイト「名古屋コンシェルジュ」 フォトライブラリー
<https://www.nagoya-info.jp/useful/photo/>

オ その他

- a 出稿等の細かなタイミング等はビューローと十分に協議すること。
- b 複数事業者が参画するコンソーシアムによる提案も可とする。
- c 本契約期間中、作成した PR 記事、動画等について時点修正が必要となった場合は、速やかに修正を行うこと。

(3) 効果測定・報告について

(2) の業務の実施について、原則以下のとおり効果測定及び報告を行うこと。

ア 期間について

月次・最終報告を基本とすること。

イ 測定・報告について

設定した KPI 指標及び提案した目標数値に基づき、報告期間に合わせた測定を行い、報告すること。

(4) 事業の成果把握

① 成果指標 (KPI) について

成果指標 (KPI) は以下のとおりとする。

外部サイト等：計 10 万 PV

期間：出稿後～令和 8 年 3 月上旬

※本事業により作成された動画または PR 記事へ誘導する SNS 投稿、ビューロー公式サイト／SNS へ誘導する投稿リーチ数も含む。

※その他、名古屋の認知度向上に寄与したことや、実際の名古屋市への来訪につながったことが確認できる KPI 等について、把握することが可能な場合には積極的な提案を行うこと。

(5) 成果物の提出

ア 事業報告書

- ・施策概要
- ・プロモーション内容
- ・プロモーションの成果、広告運用実績 等
- ・事業に対する評価・考察（成果、課題及び今後検討すべき対応等）

イ 電子ファイル(※動画を作成した場合は、データ編集可能な状態での納品とすること)

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 13 日（金）

4 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の概要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載の

ない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。

- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。

5 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務
受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告 5 又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (9) 障害者を理由とする差別の解消の推進
受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障

害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たって対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。
また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

6 問い合わせ先

（公財）名古屋観光コンベンションビューロー

総務部コンテンツ戦略グループ 担当：永田、若林、池添

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号

名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL (052) 202-1145 FAX (052) 201-5785

e-mail senryaku@ncvb.or.jp